

平成18年度三観広域行政組合人事行政の運営等の状況について

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条の2及び三観広域行政組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年条例第13号）第4条の規定に基づき、平成18年度の三観広域行政組合の人事行政の運営等の状況の概要を公表します。

平成19年12月3日

三観広域行政組合
管理者 横山 忠 始

I 職員の任免及び職員数に関すること

職員の任用は、受験成績、勤務成績又はその他の能力の実証に基づいて行われます（地方公務員法第15条）。また、この成績主義の原則に基づき、職員の採用は公開平等の競争試験あるいは選考により実施しています。

1 職員の任免

(1) 職員の任免状況（平成18年度、単位：人）

区分	任用	退職		
	採用	定年	勸奨	自己都合 その他
一般行政職	0	0	0	0
技能労務職	0	0	0	2
消防行政職	7	4	2	1
計	7	4	2	3

(2) 採用試験の実施状況（平成18年度）

種類	区分	内容	職種等
競争試験	初級（高校卒程度）	1次試験 筆記試験 2次試験 体力試験 口述試験 適性検査	消防吏員

(3) 採用者数（平成18年度、単位：人）

試験の種類	試験の名称	試験区分	申込者数	採用者数
競争試験	初級（高校卒程度）	消防吏員	44	7

2 職員数

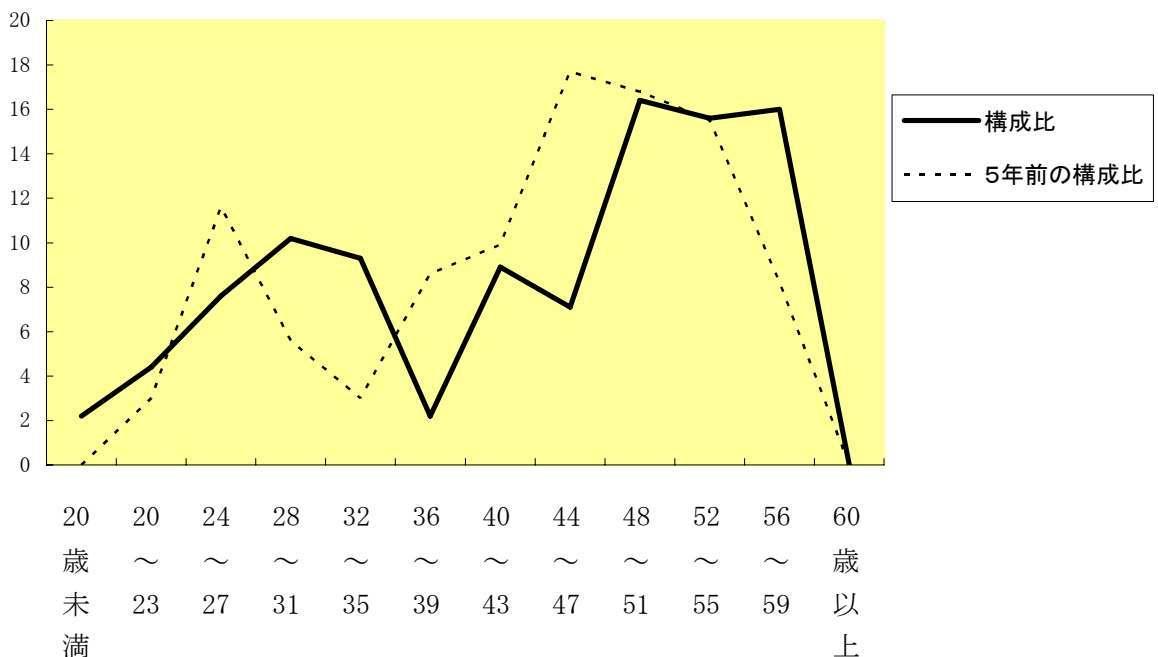
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在、単位：人）

部 門		区 分	職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			平成18年	平成17年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	総務企画	12	13	△1	定年退職によるもの
		税 務	2	2	0	
		民 生	20	22	△2	定年退職によるもの
		衛 生	3	3	0	
		土 木	—	2	△2	事業廃止によるもの
		教 育	1	1	0	
		計	38	43	△5	
	消防部門	173	169	4	職員採用によるもの	
小 計		211	212	△1		
公 営 事 業 会 計 部 門	介護サービス	14	14	0		
	小 計	14	14	0		
合 計		225 [252]	226 [252]	[0]		

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成18年4月1日現在）

構成比%

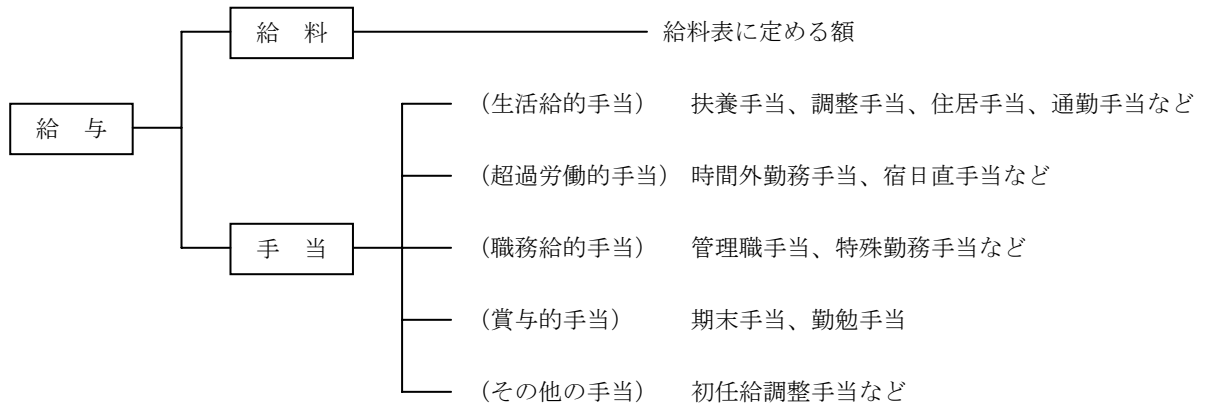


区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人 5	人 10	人 17	人 23	人 21	人 5	人 20	人 16	人 37	人 35	人 36	人 0	人 225

Ⅱ 職員の給与に関すること

職員（技能労務職員及び企業職員を除く。）の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して条例で定められており、その内容はその職務と責任に応ずるものでなければなりません（地方公務員法第24条第3項、第6項、第1項）。

職員の給与体系



1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (平成18年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成17年度 の人件費率
平成 18年度	人 137,970	千円 3,275,658	千円 279,160	千円 1,843,193	% 56.27	% 53.01

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 平成17年度 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成 18年度	人 211	千円 857,400	千円 160,554	千円 351,303	千円 1,369,257	千円 6,489	千円 6,661

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成18年4月1日現在の人数である。

(3) 給与改定の状況

該当なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成18年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
三観広域行政組合	48.1歳	386,176円	425,265円	406,101円
香川県	43.2歳	349,231円	400,849円	369,969円
国	40.4歳	328,477円	—	381,212円

(注) 一般行政職とは、技能労務職、消防行政職及び公営事業会計職員を除いた職員である。

②技能労務職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
三観広域行政組合	39.5歳	287,725円	317,062円	287,725円
香川県	47.8歳	348,505円	393,565円	364,903円
国	48.4歳	286,500円	—	318,595円

③消防行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
三観広域行政組合	42.7歳	338,700円	388,026円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成18年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況（平成18年4月1日現在）

区 分		三観広域行政組合	香 川 県	国
一般行政職	大学卒	170,200円	165,094円 (170,200円)	183,800円 (Ⅰ種) 170,200円 (Ⅱ種)
	高校卒	138,400円	134,248円 (138,400円)	138,400円 (Ⅲ種)
技能労務職	高校卒	138,400円	138,904円 (143,200円)	—
消防行政職	大学卒	170,200円	—	—
	高校卒	138,400円	—	—

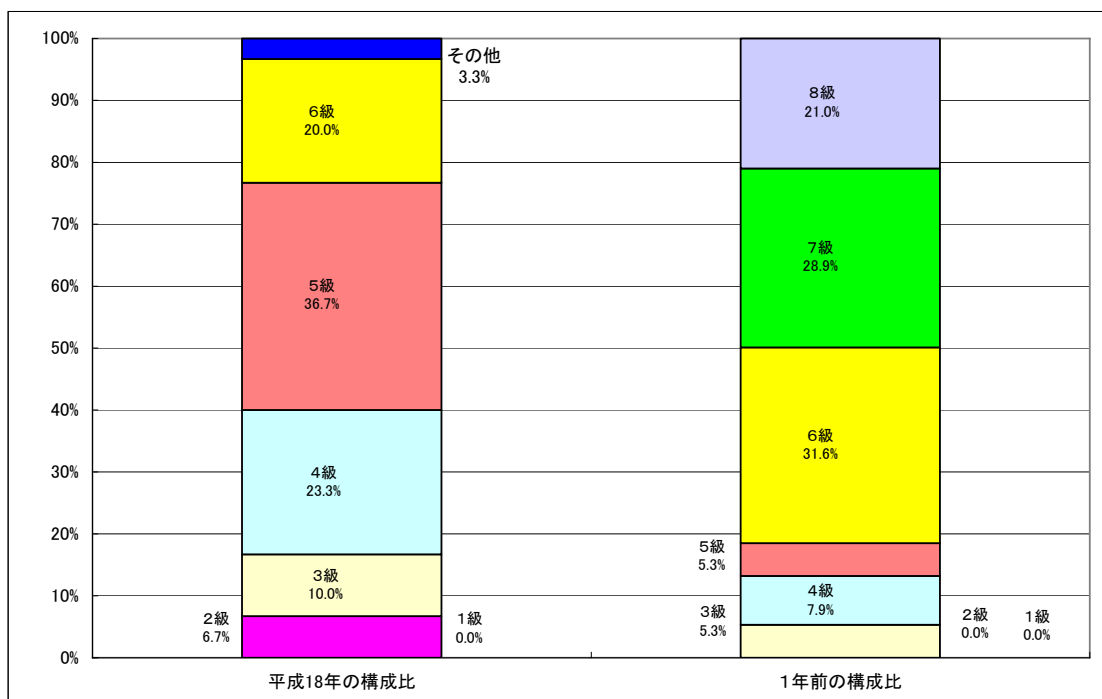
(注) 香川県の()内の金額は、特別条例による減額措置前の額である。

3 一般行政職の級別職員数の状況

一般行政職の級別職員数の状況（平成18年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事、技師、事務員、技術員	0 人	0.0%
2 級	主事、技師	2 人	6.7%
3 級	係長、主任	3 人	10.0%
4 級	課長補佐、副主幹、主査	7 人	23.3%
5 級	課長補佐、副主幹	11 人	36.7%
6 級	事務局長、事務局次長、課長、主幹	6 人	20.0%
三豊市給与条例4級	主任	1 人	3.3%

(注) 1 三観広域行政組合の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。



(注) 1 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

2 その他は当組合の給料表を適用していない職員。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

三観広域行政組合	香 川 県	国
1人当たり平均支給額 (平成18年度) 1,665千円	1人当たり平均支給額 (平成18年度) 1,872千円	—
(平成18年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.45 月分 (1.6)月分 (0.75)月分	(平成18年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.45 月分 (1.6)月分 (0.75)月分	(平成18年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.45 月分 (1.6)月分 (0.75)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等 による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等 による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理監督加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等 による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(2) 退職手当 (平成18年4月1日現在)

三観広域行政組合			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.5 月分	30.55 月分	勤続20年	23.5 月分	30.55 月分
勤続25年	33.5 月分	41.34 月分	勤続25年	33.5 月分	41.34 月分
勤続35年	47.5 月分	59.28 月分	勤続35年	47.5 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
・定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)			・定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)		
1人当たり平均支給額	2,669千円	25,643千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成18年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 特殊勤務手当 (平成18年4月1日現在)

支給実績 (平成18年度決算)	10,251千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成18年度決算)	55千円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成18年度)	88.2%	
手当の名称	主な支給対象業務	支給単価
災害業務手当	1 水天災・救助出動等の業務に従事したもの	1回 200円
	2 潜水業務に従事したもの (1の業務と併合しない。)	1回 200円
	3 救急出場業務に従事したもの	1回 200円
	4 救急救命士の特定行為を実施したもの (3の業務と併合しない。)	1回 500円
	5 火災原因調査業務に従事したもの	1回 200円
	6 通信業務に従事したもの	
	(1) 8時間以上	1当務 150円
	(2) 8時間未満	1当務 50円
	ただし、1から3において、現場活動のないものについては、支給額の2分の1の額を支給する。	

消防機関員手当	消防車、救急車等の車両を緊急業務において運転したもの	1回	100円
夜間消防手当	正規の勤務時間による勤務を、深夜（午後10時から翌日の午前5時まで）において行う消防職員	1回	300円
夜間介護手当	正規の勤務時間による勤務を、深夜（午後10時から翌日の午前5時まで）において行う特別養護老人ホームの介護職員	1回	1,100円
福祉手当	老人福祉の業務に従事する職員	月額	1,500円
清掃手当	クリーンセンターの業務に従事する職員	月額	2,000円
市税徴収手当	1 外勤をして直接市税の徴収業務に従事したもの	1日	250円
	2 税の滞納処分（差押え、差押え物件の引揚げ）に従事したもの	1件	200円

(4) 時間外勤務手当

支給実績（平成18年度決算）	29,233千円
職員1人当たり平均支給年額（平成18年度）	138千円
支給実績（平成17年度決算）	30,496千円
職員1人当たり平均支給年額（平成17年度）	143千円

(5) その他の手当（平成18年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	支給実績 (平成18年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (平成18年度決算)
扶養手当	・配偶者 13,000円	同	28,143千円	214,832円
	・配偶者以外の扶養親族のうち2人まで 6,000円	同		
	・その他の扶養親族 5,000円	同		
	・16歳の年度初めから22歳の年度末までの加算 5,000円	同		
	・配偶者がいない場合の1人目 11,000円	同		
住居手当	・自宅居住者のうち新築・購入後5年を経過するまでの世帯主 2,500円	同	7,049千円	220,281円
	・借家、借間居住者（最高支給限度額） 27,000円	同		
通勤手当	・交通機関利用者 運賃等相当額	同	11,363千円	59,492円
	・自動車等の使用者 使用距離区分に応じ支給（片道2km以上）から最高24,500円	同		
管理職手当	管理者の事務部門	事務局長 14%	—	19,085千円
		事務局次長、課長、所長、園長 12%		
		主幹 10%		
		課長補佐、所長補佐、園長補佐、館長補佐 9%		
	消防部門	消防長 14%		
		消防次長、課長、署長 12%		
		主幹 10%		
		課長補佐、副署長、署長補佐、分署長 9%		

5 特別職の報酬等の状況（平成18年4月1日現在）

区 分		報 酬 額
報 酬	管 理 者	年額 60,000円
	副 管 理 者	年額 58,000円
	収 入 役	年額 50,000円
	議 長	年額 60,000円
	副 議 長	年額 55,000円
	議 員	年額 50,000円

6 公営事業会計職員の状況

(1) 介護サービス事業

① 職員給与費の状況

決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成17年度の総費用に 占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
平成 18年度	310,866	43,208	83,538	26.8	23.9

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
平成 18年度	14	55,651	6,019	21,868	83,538	5,967

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、平成18年4月1日現在の人数である。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成18年4月1日現在）

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
三観広域行政組合	43.6歳	319,400円	357,045円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成18年4月1日現在における職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものである。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

三観広域行政組合							
1人当たり平均支給額（平成18年度） 1,562千円							
（平成18年度支給割合） <table border="0"> <tr> <td>期末手当</td> <td>勤勉手当</td> </tr> <tr> <td>3.0 月分</td> <td>1.45 月分</td> </tr> <tr> <td>（ 1.6 ）月分</td> <td>（ 0.75 ）月分</td> </tr> </table>		期末手当	勤勉手当	3.0 月分	1.45 月分	（ 1.6 ）月分	（ 0.75 ）月分
期末手当	勤勉手当						
3.0 月分	1.45 月分						
（ 1.6 ）月分	（ 0.75 ）月分						
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職手当 5～15%							

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成18年4月1日現在）

三観広域行政組合		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.5 月分	30.55 月分
勤続25年	33.5 月分	41.34 月分
勤続35年	47.5 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置 ・ 定年前早期退職特例措置 （2%～20%加算）		
1人当たり平均支給額	0千円	0千円

ウ 特殊勤務手当（平成18年4月1日現在）

支給実績（平成18年度決算）	583千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成18年度決算）	53千円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成18年度）	78.6%	
手当の名称	主な支給対象業務	支給単価
夜間介護手当	正規の勤務時間による勤務を、深夜（午後10時から翌日の午前5時まで）において行う特別養護老人ホームの介護職員	1回 1,100円
福祉手当	老人福祉の業務に従事する職員	月額 1,500円

エ 時間外勤務手当

支給実績（平成18年度決算）	1,469千円
職員1人当たり平均支給年額（平成18年度）	104千円
支給実績（平成17年度決算）	1,157千円
職員1人当たり平均支給年額（平成17年度）	82千円

オ その他の手当（平成 18 年 4 月 1 日現在）

手 当 名	内容及び支給単価		普通会計部門との異同	支 給 実 績 (平成18年度決算)	支給職員 1 人当たり平均支給年額 (平成18年度決算)
扶 養 手 当	・ 配偶者	13,000円	同	1,116千円	279,000円
	・ 配偶者以外の扶養親族のうち 2 人まで	6,000円	同		
	・ その他の扶養親族	5,000円	同		
	・ 16歳の年度初めから22歳の年度末までの加算	5,000円	同		
	・ 配偶者がいない場合の 1 人目	11,000円	同		
住 居 手 当	・ 自宅居住者のうち新築・購入後 5 年を経過するまでの世帯主	2,500円	同	378千円	126,000円
	・ 借家、借間居住者（最高支給限度額）	27,000円	同		
通 勤 手 当	・ 交通機関利用者	運賃等相当額	同	647千円	64,690円
	・ 自動車等の使用者 使用距離区分に応じ支給（片道 2 km 以上）から最高24,500円		同		
管理職手当	園長	12%	同	1,096千円	547,920円
	主幹	10%			
	園長補佐	9%			

Ⅲ 職員の勤務時間その他の勤務条件に関すること

職員（技能労務職員及び企業職員を除く。）の勤務時間その他の勤務条件は、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないよう考慮して条例で定められています（地方公務員法第 24 条第 4 項、第 6 項）。

1 勤務時間（平成 18 年 4 月 1 日現在）

開 始 時 刻	8 時 3 0 分
終 了 時 刻	1 7 時 1 5 分
休 憩 時 間	4 5 分 (1 2 時 1 5 分～ 1 3 時)
休 息 時 間	計 3 0 分 (1 2 時～ 1 2 時 1 5 分) (1 5 時～ 1 5 時 1 5 分)
週 休 日	土曜日、日曜日
1 週間の正規の勤務時間	4 0 時間

(注) 1 休憩時間は、正規の勤務時間に含まれない。（地方公務員の場合は、労働基準法第 34 条の規定により労働時間が 6 時間を超える場合に少なくとも 45 分の休憩時間を与えなければならないこととなっている。）

2 休息時間は、一定時間の勤務を続けた場合の疲労を回復し公務能率の増進を図ることを目的として、おおむね 4 時間の連続する正規の勤務時間ごとに 15 分置かれ、正規の勤務時間に含まれる。

2 その他の勤務条件

(1) 休暇（平成 18 年 4 月 1 日現在）

休暇の種類	事由	期間	給料	
年次有給休暇	一の年ごとにおける休暇	年 20 日	有給	
病 気 休 暇	負傷又は疾病のため療養する必要がある場合	公務上の傷病の場合 やむを得ないと認められる必要最小限度の期間	有給	
		私傷病の場合 90 日		
特別 休 暇	選挙権等の行使	選挙権その他公民としての権利を行使する場合	必要と認められる期間	有給
	証人、参考人等	証人、鑑定人、参考人等として国会等官署へ出頭する場合	必要と認められる期間	有給
	骨髄移植等	骨髄液を提供するため、検査や入院する場合	必要と認められる期間	有給
	結婚休暇	結婚する場合	7 日以内	有給
	産前休暇	8 週間以内に出産する予定である場合	出産の日までの申し出た期間	有給
	産後休暇	女子職員が出産した場合	出産の日の翌日から 8 週間を経過する日までの期間	有給
	育児時間	生後 2 年に達しない子に授乳等を行う場合	1 日 2 回 30 分又は 1 日 1 回 1 時間以内	有給
	子の看護のための休暇（1）	中学校就学前の子を養育する職員が、その子の看護をする場合	一の年において 5 日以内	有給
	子の看護のための休暇（2）	職員の妻が出産した場合で当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する場合	出産予定日の 8 週間前から出産後 8 週間後までの間に 5 日以内	有給
	出産補助休暇	職員の妻が出産した場合	出産日から 1 月以内に 2 日	有給
	忌引休暇	規則で定める親族が死亡した場合	親族に応じて 1 日から 10 日	有給
	祭祀休暇	職員の配偶者、父母、子及び配偶者の父母の祭祀	1 日	有給
	夏季休暇	盆等の諸行事や心身の健康保持又は家庭生活の充実のため	7 月から 9 月までの間に 3 日以内	有給
	災害等による休暇（1）	地震、水害、火災、その他の災害により職員の住宅が滅失又は損壊した場合	7 日以内	有給
	災害等による休暇（2）	地震、水害、火災、その他の災害により出勤できない場合	必要と認められる期間	有給
	災害等による休暇（3）	地震、水害、火災、その他の災害により通勤途上の危険を回避するため勤務できない場合	必要と認められる期間	有給
	保健休暇	妊娠中又は出産後 1 年以内の女性職員健康診査	その都度必要と認められる期間	有給
	妊婦健康保持	妊娠中の職員が、交通機関の混雑により母体保持に影響があると認められる場合	勤務時間の始め又は終わりにつき 1 日を通じて 1 時間以内	有給
	生理休暇	生理日の就業が著しく困難な場合	1 生理期間内で 2 日以内	有給
	リフレッシュ休暇	心身のリフレッシュを図る	必要と認められる期間	有給
介 護 休 暇	配偶者、父母、子、配偶者の父母その他の者で負傷、疾病又は老齢により、2 週間以上にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をする場合	6 月の期間内で必要と認められる期間	無給	

(2) 育児休業制度（平成 18 年 4 月 1 日現在）

種 類	事 由	期 間	給料
育 児 休 業	3 歳に満たない子を養育する職員	子が 3 歳に達する日までのうち職員が希望する期間	無給
部 分 休 業	3 歳に満たない子を養育する職員	正規の勤務時間の始め又は終りに、1 日を通じて 2 時間を超えない範囲内で、職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間	無給

IV 職員の分限及び懲戒処分に関すること

分限処分とは、公務能率の維持を目的に職員に対してなされる処分であり、制裁的意味合いはありません。任命権者が職員をその意に反して降任し、又は免職することのできるのは、①勤務実績がよくない場合、②心身の故障のため職務遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合、③その他その職に必要な適格性を欠く場合等であり、また、休職にすることができるのは、①心身の故障のため、長期の休養を要する場合、②刑事事件に関し起訴された場合等とされています（地方公務員法第 28 条）。

一方、懲戒処分とは、公務員としてふさわしくない非行がある場合に、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問い、公務における規律と秩序を維持することを目的とする制裁的処分です。任命権者は、職員が、①地方公務員法又はこれに基づく条例若しくは規則等に違反した場合、②職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合、③全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合のいずれか 1 つに該当するときは、懲戒処分として免職、停職、減給又は戒告の処分をすることができますとされています（同法第 29 条）。

1 分限処分の状況（平成 18 年度）

該当がありませんでした。

2 懲戒処分の状況（平成 18 年度）

該当がありませんでした。

（参考）

懲戒処分の公表基準の概要（平成 18 年 4 月 1 日現在）

公表対象	職務遂行上の行為又はこれに関連する行為に係る懲戒処分すべて 職務に関連しない行為に係る懲戒処分については免職又は停職である処分
公表内容	事案の概要、処分量定、処分年月日及び被処分者の属性情報（所属、役職段階等）を個人が識別されない内容とすることを基本として公表
公表の例外	被害者及びその関係者のプライバシー等の権利利益を侵害するおそれがある場合等においては、公表内容の一部又は全部を公表しないことも差し支えない
公表時期	処分後速やかに公表。軽微な事案は、一定期間ごとに一括公表することも差し支えない
公表方法	記者クラブへの資料提供その他適宜の方法

（注） 公表対象、公表内容について、事案の社会的影響、被処分者の職責等を勘案して別途の取扱いをすべき場合がある。

V 職員の服務に関すること

すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければなりません（地方公務員法第30条）。

この服務の根本原則を具体的に実現するため、職員には、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（同32条）、信用失墜行為の禁止（同33条）、職務上知り得た秘密を守る義務（同34条）、職務に専念する義務（同35条）、政治的行為の制限（同36条）、争議行為等の禁止（同37条）、営利企業等の従事制限（同38条）などさまざまな制約が課されています。

営利企業等従事許可の状況（平成18年度）

内 容	件数
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員等の地位を兼ねることの許可	0件
自ら営利を目的とする私企業を営むことの許可	0件
報酬を得て事業又は事務に従事することの許可	0件

VI 職員の研修及び勤務成績の評定に関すること

職員には、公務能率の発揮及び増進のために、研修を受ける機会が与えられなければならない、地方公共団体は、研修の目標、研修に関する計画の指針となるべき事項その他研修に関する基本的な方針を定めることとされています（地方公務員法第39条）。

また、任命権者は、職員の執務について定期的に勤務成績の評定を行い、その評定の結果に応じた措置を講じなければなりません（同法第40条第1項）。

1 職員の研修（平成18年度）

区 分	派遣先等	対象者	修了者数	
一般研修	課長級研修	香川県市町職員研修センター	課長級	1人
	課長補佐級研修	香川県市町職員研修センター	課長補佐級	1人
	係長級（主査等）研修	香川県市町職員研修センター	係長級（主査等）	1人
	一般職員研修	香川県市町職員研修センター	一般職員	3人
特別研修	法制執務講座	香川県市町職員研修センター	一般職員	1人
	危機管理講座	香川県市町職員研修センター	一般職員	1人
	自治体法務基礎講座	香川県市町職員研修センター	一般職員	2人
専門研修	研修担当者研修	香川県市町職員研修センター	研修担当者	1人
派遣研修	市町等職員海外研修	香川県市町村振興協会	一般職員	1人
	専科教育	香川県消防学校	消防職員	24人
	幹部教育	香川県消防学校	消防職員	5人
	初任教育	香川県消防学校	消防職員	9人
	特別講習	香川県消防学校	消防職員	14人
	専科教育	消防大学校	消防職員	1人

Ⅶ 職員の福祉及び利益の保護に関すること

1 福利厚生制度

地方公共団体は、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、実施しなければなりません（地方公務員法第42条）。

また、共済制度は、職員又はその被扶養者の事故（病気、負傷、出産、死亡、災害等）に関して、適切な給付を行うための相互救済を目的とする制度であり（同法第43条第1項）、具体的には地方公務員等共済組合法によって香川縣市町村職員共済組合が制度を運用、実施しています。

この他、職員は（財）香川縣市町村職員互助会に加入しています。

福利厚生の状況（平成18年4月1日現在）

区 分	内 容
職員の保健等に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ○職員健康診断 平成18年度決算額 1,694千円 ・定期健康診断 平成18年度受診者数 123人 ・人間ドック 平成18年度受診者数 125人 ・VDT健診 平成18年度受診者数 16人
香川縣市町村職員共済組合	<ul style="list-style-type: none"> ○短期給付 公務外の病気やケガの治療、出産、死亡、休業、災害時の給付 ○長期給付 退職共済年金、障害共済年金・一時金、遺族共済年金 ○福祉事業 保健事業（健康診断助成、保養宿泊施設利用助成など）、宿泊事業（共済組合直営施設の利用助成）、貯金事業（普通貯金の受入れ）、貸付事業（普通貸付、住宅貸付、災害貸付、医療貸付、入学・修学貸付など）
香川縣市町村職員互助会	<ul style="list-style-type: none"> ○会員掛金 500円/月 ○当組合負担金 平成18年度決算額 2,609千円 一人あたり1,000円/月 ○公費負担率 67% ○補助金対象事業 人間ドック助成、ライフプラン助成など ○掛金のみで実施する事業 給付事業（入学祝金、死亡一時金など）

2 公務災害補償

地方公共団体は、職員が公務上又は通勤途上で負傷、疾病、死亡等の災害を受けた場合は、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者に対し、損害を補償する義務を負います（地方公務員法第45条第1項）。具体的には地方公務員災害補償法に基づき、専門的機関として設置された地方公務員災害補償基金によって補償事務が行われています。

公務災害等の認定状況（平成18年度）

公務災害	通勤災害	計
2 件	0 件	2 件

3 措置要求・不服申立て

職員は、公平委員会に対して、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、適当な措置が執られるよう要求することや（地方公務員法第46条）、懲戒その他意に反する不利益な処分を受けたと思うときは不服申立てをすることができます（同法第49条の2第1項）。

公平委員会とは、長から独立した合議制の専門的人事行政機関として置かれるもので、これらの要求や処分が適当であるかを審査し、必要な場合は勧告や指示をすることができます。

（なお、当組合では地方公務員法第7条第4項に基づき、この公平委員会に係る事務処理を香川県人事委員会に委託しています。）

（1）勤務条件に関する措置の要求の状況

要求の内容	平成 17 年度末 継続 件 数	平成 18 年度内 要 求 件 数	平成 18 年度内 処 理 件 数	平成 18 年度末 継続 件 数
給 与	0 件	0 件	0 件	0 件
旅 費	0 件	0 件	0 件	0 件
勤務時間	0 件	0 件	0 件	0 件
休 暇	0 件	0 件	0 件	0 件
そ の 他	0 件	0 件	0 件	0 件
計	0 件	0 件	0 件	0 件

（2）不利益処分に関する不服申立ての状況

申立の内容	平成 17 年度末 継続 件 数	平成 18 年度内 申 立 件 数	平成 18 年度内 処 理 件 数	平成 18 年度末 継続 件 数
分 限 処 分	降 給	0 件	0 件	0 件
	降 任	0 件	0 件	0 件
	休 職	0 件	0 件	0 件
	免 職	0 件	0 件	0 件
懲 戒 処 分	戒 告	0 件	0 件	0 件
	減 給	0 件	0 件	0 件
	停 職	0 件	0 件	0 件
	免 職	0 件	0 件	0 件
そ の 他	0 件	0 件	0 件	0 件
計	0 件	0 件	0 件	0 件